役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的及び意義）

第１条　この規程は、社会福祉法人　篤豊会（以下「法人」という。）の定款第８条及び第２２条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

（２）　常勤理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

（３）　非常勤理事とは、理事のうち、常勤理事以外の者をいう。

（４）　報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。

（５）　費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第３条　役員等に対しては、職務執行の対価として、別表のとおり報酬等を支給する。

（出張旅費の支給）

第４条　役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2　役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（報酬等の総額）

第５条　この法人の全理事の報酬総額は、年間１億円以内とする。

なお上記の報酬総額は、職員としての給与も含んで算定するものとする。

2　この法人の全監事の報酬総額は、年間５０万円以内とする。

3　この法人の全評議員の報酬総額は、年間１００万円以内とする。

別表

区分	報酬（年額）	会議出席日当（日額）	役員退職慰労金
理事長	－	－	在任年数×２００，０００円
常勤理事	－	－	在任年数×　３０，０００円
非常勤理事	２０，０００円	５，０００円	－
監事	２０，０００円	５，０００円	－
評議員	２０，０００円	５，０００円	－

（1）　役員報酬

　1　報酬は源泉徴収後の金額とする。

（2）　会議出席日当

　1　日当は源泉徴収後の金額とする。

　2　加賀市外在住者は、100 キロメートルごとに 10,000 円を支給し、50,000 円を限度額とする。

（3）　役員退職慰労金

　1　理事長については、1,000,000 円を限度額とする。

　2　常勤理事については、500,000 円を限度額とする。

　3　在任年数は、理事長又は常勤理事としての在任期間をもって算定する。

　4　在任年数は、１年単位とする。

　5　１年に満たない端数月は、6 カ月以上は切上げ、6 カ月未満は切捨てる。

附　則

　この規程は、平成２９年６月２７日から施行する。